

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針の中間見直し（骨子案）について

1 概要

公共施設等の果たすべき役割と本県を取り巻く様々な課題を踏まえ、平成 28 年 3 月に滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（以下、基本方針）を策定しました。

平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間として、これまでに施設総量の適正化をはじめ、財政負担の縮減・平準化を意識した計画的な更新・改修・予防保全工事の実施、効率的な施設の維持管理運営を推進してきたところです。

このたび、行政経営方針 2019 実施計画に基づき、令和 2 年度中に基本方針を見直す予定で取り組んできましたが、議会からいただいた意見を踏まえた上で、より実効性のある基本方針とするため、改定時期を令和 3 年度としました。

2 主な見直し項目

(1) 見直し項目に関する計画等との整合性

ア 公共施設のユニバーサルデザイン化

県全体のユニバーサルデザイン化を進めるべく、今年度検討が予定されている「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」との整合を図りつつ、ユニバーサルデザイン化の推進方針（案）を基本方針に追記。

イ CO₂ネットゼロに向けた取組

脱炭素社会の実現のため、今年度に予定されている「低炭素社会づくり推進条例」および「(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の改定との整合を図りつつ、CO₂ネットゼロの推進方針（案）を基本方針に追記。

ウ 県産木材の利用拡大

低層の公共建築物の原則木造化と滋賀県産木材を積極的に活用するため、路網整備や県産木材の加工・流通体制の整備等を定めている「琵琶湖森林づくり基本計画」や「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」との整合を図りつつ、県産木材の利用推進方針（案）を基本方針に追記。

(2) 費用の適切な再試算

基本方針の見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症等による財政への影響など社会情勢の変化を踏まえ、費用の再試算を行う。

3 見直しの進め方

(1) 公共施設等マネジメント会議

各施設所管課長を構成員とする公共施設等マネジメント会議において、庁内横断的に検討。

(2) 行財政・新型コロナウイルス感染症等危機管理対策特別委員会

県議会で中間見直しを議論。

(3) 滋賀県行政経営改革委員会

知事の附属機関である標記委員会で中間見直しを議論。

4 スケジュール

令和 3 年 7 月	見直し（骨子案）を特別委員会へ報告
8 月	見直し（骨子案）を行政経営改革委員会へ報告
9 月	見直し（素案）を作成
10 月	公共施設等マネジメント会議に見直し（素案）の意見照会
12 月	見直し（素案）を特別委員会および行政経営改革委員会へ報告
令和 4 年 1 月	見直し（案）を作成。公共施設等マネジメント会議に意見照会
3 月	見直し（案）を特別委員会へ報告